



宮 崎 県 公 報

平成20年3月31日(月曜日) 第 1968 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 平成20年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………(総務事務センター) 1
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部変更……………(環境管理課) 2
- 振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部変更……………(") 2

- 悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定の一部変更……………(環境管理課) 3
- 宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示……………(用地対策課) 3
- 道路の区域の変更(8件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(9件)……………(") 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 7
- 公 告
- 県宮土地改良事業計画の変更……………(農村整備課) 8
- 海区漁業調整委員会指示
- 漁業法に基づく指示…………… 8

告 示

宮崎県告示第 233号

平成20年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
次の各号のいずれにも該当しない者
 - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を

経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格の審査に係る申請書(物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。))を使用するものとする。)又は申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)に故意に虚偽の事実を記載した者
- 3 入札参加資格審査の申請の方法
 - (1) 申請書及びその申請書に添付する書類(以下「申請書類」という。)は持参又は送付(郵便にあっては書留に限る。)により提出すること。
 - (2) 申請書には参加希望の入札案件名を明記すること。
 - (3) 申請書類の受付期間
申請書類は、随時受け付ける(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)が、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
 - (5) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 4 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
資格を取得した日から平成20年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

- (1) 要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。
- (2) 平成19年宮崎県告示第 339号において資格を得た者は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有している者とみなす。
- (3) この告示に定めるところにより資格を有することとなった者（6(2)により資格を有する者と見なされた者を含む。）において、要綱に基づく同じ種目の資格を得たいものは、その旨を申し出ること。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		カラー印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
		航空写真・マイクロ写真
薬品類	医薬品	
	農業薬品	
	化学工業薬品	

	燃料類	石油製品
		高圧ガス
	家具・木工類	家具・木工
		室内装飾・畳
	寝具・被服類	寝具
		被服・装備品
		消防・警察用品
		靴・鞆
	百貨・日用品類	百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		スポーツ用品
金物・荒物・雑貨		
食品		
看板・旗類	看板	
	旗・染物	
その他	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
	その他	
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン製作
		その他
	電算業務	電算処理（システム開発を含む。）
		データエントリー
		その他
その他	クリーニング	
	運送	
	廃棄物処理	
	調査・研究・検査	
	その他	

宮崎県告示第1120三十四号

騒音規制法に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和四十七年宮崎県告示第16百四十四号）の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

延岡市に係る別添図面を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県延岡保健所並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1120三十五号

振動規制法に基づき振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(平成四年宮崎県告示第四百八十二号)の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

延岡市に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県延岡保健所並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第二百三十六号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定(平成七年宮崎県告示第五百二号)の一部を次のように変更し、公表の日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

延岡市に係る別添図面を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課及び宮崎県延岡保健所並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第二百三十七号

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する告示

宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準(昭和二十九年宮崎県告示第二百九号の五)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「移転すべき」を削る。

第九条の二中「都市計画区域内」を「公示区域内」に改める。

第十七条第二項中「取得する」の下に「又は使用」を加え、同項に次の一号を加える。

三 用材林又は薪炭林の立木(天然生林を除く。)であつて、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合

第十七条に次の一項を加える。

3 前項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第一号から第五号までに掲げる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。

第二十五条の二第一項中「当該土地の」を「土地の」に、「かつ、次の各号のいずれかに該当する」を「次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものである」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 土地の使用が三年以上にわたるとき。

第三十二条の見出し中「の使用」を削り、同条第二項中「取得又は」を「取得若しくは」に、「通常仮住居の使用に」を「仮住居を新たに確保し、かつ、使用するのに通常」に改める。

第三十九条に次の三項を加える。

3 伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と第一項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の現在価格から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第四十条に次の三項を加える。

3 伐期未到達立木で市場価格のあるものが次の各号のいずれかに該当し、かつ、やむを得ないものであると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、当該立木を取得することができるものとする。

一 人工林については、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格の前価額、現在から伐期までの純収益の前価合計額及び第一項第三号による額の合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額と同項第二号イによる額との合計額を下回る場合

二 天然生林については、現在から伐期までの純収益の前価合計額と第一項第三号による額との合計額が、伐採搬出に通常要する費用相当額を下回る場合

4 前項の場合においては、第一項第二号イ又はロによる額と同項第三号による額との合計額を補償するものとする。ただし、伐期における当該立木の幹及び枝条部の価格と同号による額との合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

5 第三項の場合であつて、かつ、第十七条第二項第三号に定める場合に該当するときは、第一項第二号イによる額と同項第三号による額との合計額を、当該立木の管理の状況に応じて減価した額をもつて補償するものとする。ただし、当該立木の幹及び枝条部の現在価格と同号による額の合計額から、伐採搬出に通常要する費用相当額を控除した額を超えないものとする。

第五十四条の二第二項第一号中「当該残地に建物が存する場合であつて、かつ、」を削る。

第六十三条中「土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十一号)」を「土地収用法第八八条の二の細目等を定める政令(平成十四年政令第二百四十八号)」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準に基づく損失の補償を受ける権利を有する者との協議が行われている場合における当該協議に係る損失の補償については、この告示による改正後の宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

宮崎県告示第 238号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字 広原字稲荷 出1312番 6 地先から同 市同大字同 字1250番 2 地先まで	旧	9.5 ～ 12.5	78.0
				新	11.0 ～ 12.5	

宮崎県告示第 239号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字 島之内字北 山3846番 4 地先から同 市大字広原 字前田 250 番 1 地先ま で	旧	8.0 ～ 13.5	386.0
				新	8.0 ～ 13.5	

宮崎県告示第 240号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字焼尾 1528番 1 地	旧	25.6 ～ 28.2	31.0
				新	31.9 ～	

			先から同郡 同村同大字 同字1528番 1 地先まで		70.6	
--	--	--	-------------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 241号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字大滝 ノ元7440番 5 地先から 同郡同村同 大字同字74 40番 5 地先 まで	旧	3.9 ～ 4.9	8.3
				新	8.7 ～ 9.1	

宮崎県告示第 242号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
334	県道	生日浮 田線	宮崎市大字 浮田字井倉 586番 1 地 先から同市 同大字友 尻 782番 6 地先まで	旧	6.0 ～ 23.0	185.0

			宮崎市大字 浮田字井倉 584番7地 先から同市 同大字字友 尻 782番6 地先まで	新	6.0 ~ 23.0	171.0
			宮崎市大字 浮田字井倉 586番1地 先から同市 同大字字友 尻 782番6 地先まで		12.0 ~ 23.0	218.5

宮崎県告示第 243号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
338	県道	大久保 木崎線	宮崎郡清武 町大字今泉 字谷ノ口甲 1434番3地 先から同郡 同町同大字 字岡甲 807 番1地先ま で	旧	7.5 ~ 27.0	924.0
				新	7.5 ~ 27.0	924.0
					8.0 ~ 37.5	917.0

宮崎県告示第 244号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	南那珂郡北 郷町大字北 河内板谷国	旧	5.0 ~ 29.0	2331.0

			有林83林班 ハ小班から 宮崎市田野 町字持田本 田野国有林 67林班う小 班まで	新	6.0 ~ 59.0	2569.0
--	--	--	---	---	---------------	--------

宮崎県告示第 245号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町字持田甲 11621番地 先から同市 同町同字甲 11595番1 地先まで	旧	4.0 ~ 42.0	1594.0
				新	5.5 ~ 42.0	1560.0

宮崎県告示第 246号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字 広原字稲荷 出1312番6 地先から同 市同大字同 字1250番2 地先まで	平成20年3月31日

宮崎県告示第 247号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	宮崎市大字 島之内字北 山3846番 4 地先から同 市大字広原 字前田 250 番 1 地先ま で	平成20年 3 月31日

宮崎県告示第 248号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月31日から平成20年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字焼尾 1528番 1 地 先から同郡 同村同大字 同字1528番 1 地先まで	平成20年 3 月31日

宮崎県告示第 249号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月31日から平成20年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西 環状線	宮崎市生目 台東一丁目 41番42地先 から同市古 城町長田58 05番 2 地先	平成20年 3 月31日

まで

宮崎県告示第 250号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月31日から平成20年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字大滝 ノ元7440番 5 地先から 同郡同村同 大字同字74 40番 5 地先 まで	平成20年 3 月31日

宮崎県告示第 251号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月31日から平成20年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
334	県道	生目浮 田線	宮崎市大字 浮田字井倉 586番 1 地 先から同市 同大字字友 尻 783番 1 地先まで	平成20年 3 月31日

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月31日から平成20年 4 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
338	県道	大久保 木崎線	宮崎郡清武 町大字今泉 字谷ノ口甲 1471番3地 先から同郡 同町同大字 同字甲1238 番3地先ま で	平成20年3月31日

宮崎県告示第 253号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	南那珂郡北 郷町大字北 河内板谷国 有林83林班 ハ小班から 宮崎市田野 町字持田本 田野国有林 67林班う小 班まで	平成20年3月31日

宮崎県告示第 254号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年3月31日から平成20年4月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
343	県道	鰐塚山 田野停 車場線	宮崎市田野 町字持田甲 11621番地 先から同市 同町同字甲	平成20年3月31日

		11595番1 地先まで	
--	--	-----------------	--

宮崎県告示第 255号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成20年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 八幡地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	日向市大字細島字八幡町 843地先道路敷
2	” ” ” ” 観音寺上 354
3	” ” ” ” ” ”
4	” ” ” ” ” ” 354地先道路敷
5	” ” ” ” ” ” 観音寺上 354
6	” ” ” ” ” ”
7	” ” ” ” ” ”
8	” ” ” ” ” ” 八幡町 838地先道路敷

2 島野浦第 4 地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 9 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	延岡市島浦町字津木44- 4
2	” ” ” ” ” ” 42
3	” ” ” ” ” ” 58- 29
4	” ” ” ” ” ”
5	” ” ” ” ” ” 39- 1
6	” ” ” ” ” ” 38
7	” ” ” ” ” ”
8	” ” ” ” ” ” 40- 5
9	” ” ” ” ” ”

3 板屋地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	西臼杵郡高千穂町大字押方字板屋5360- 3 地先道路敷
2	” ” ” ” ” ” 5371- 1
3	” ” ” ” ” ” 5370
4	” ” ” ” ” ” 5368
5	” ” ” ” ” ” 5360

6

西臼杵郡高千穂町大字押方字板屋5360

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、宮ノ原第 1 地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧する。

平成20年 3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成20年 3月31日から平成20年 4月28日まで
- 3 縦覧場所
三股町役場産業振興課内

海区漁業調整委員会指示**宮崎海区漁業調整委員会指示第81号**

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

平成20年 3月31日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

- 1 操業区域
次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線によって囲まれた海域。
イ イクイ砦から97度、10,400メートルの点
ロ 大分県深島南端（灯台）から 120度、5,400メートルの点
ハ ロから 120度、7,000メートルの点
ニ イから 120度、7,000メートルの点
- 2 操業期間
毎年 4月 1 日から同年11月30日まで
- 3 指示の有効期間
平成20年 4月 1 日から平成23年 3月31日まで